

TOPICS 01

令和5年度 保育所等入所のご案内

令和5年4月から新たに入所を希望するお子さんの教育・保育給付認定・利用申込みの受付を開始します。現在利用中の方には、施設を通して継続利用のご案内をいたします。



教育・保育給付認定について

保育所、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、教育・保育給付の認定を受けていただきます。

右表の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まります。

認定区分	対象	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 小規模保育施設など

※2号認定・3号認定の場合、保育を必要とする理由などにより「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

保育を必要とする 主な理由

- *月48時間以上就労している
- *妊娠中・出産後間もない
- *疾病・心身に障がいがある
- *同居または長期入院している親族の介護・看護をしているなど

入所の申込方法

●必要書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
 - ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
 - ③利用者負担額（保育料）を決定するために必要な書類
- ※令和4年1月2日以降に平川市に転入された方は、申込書へ個人番号を記入するか、前住所地の市町村が発行する「令和4年度（令和3年分）所得課税証明書」を添付してください。

●受付期限／令和5年1月31日（火）

●受付時間／8：15～17：00

※年末年始（12月29日～1月3日）、土日祝日を除く。
※受付期間終了後は、定員に空きのある施設のみとなりますので早めにお申し込みください。

●受付場所

- ・子育て健康課子ども支援係（本庁舎2階9番窓口）
- ・尾上・碇ヶ関総合支所庶務係

※幼稚園、認定こども園（1号認定）については、直接施設へお申し込みください。

●利用者負担（保育料）について

保育料は、入所する子どもと同一世帯に属し、生計を一にする父母の市民税額の合計で決定されます。ただし、家計の中心者が父母以外（祖父母など）の場合は、その方の市民税額も合算します。

●入所の決定について

受付期間終了後に入所の決定を行い、申込みが多数の場合、選考基準により優先度の高い子どもから入所を決定します。

●入所のしおり、申請書類の配布について

入所のしおり、申請書類は子育て健康課子ども支援係、尾上・碇ヶ関総合支所庶務係、市内保育施設で配布しております。

※詳しくは「入所のしおり」をご確認いただき、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832



マイナポイント事業*への申込みはお済みですか？



一人あたり最大2万円のマイナポイントをもらうためには、12月31日までに、マイナンバーカードの交付申請が必要です。マイナンバーカードをすでにお持ちの方もお申し込みできます。（令和5年2月28日まで）

※マイナンバーカードを用いて、一人最大2万円のキャッシュレス決済サービスのポイントがもらえる事業（「マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み」、「公金受取口座の登録」の手続きを含みます。）

1 マイナンバーカードの交付申請

- ◆マイナンバーカードの交付申請に必要なもの
- 以下のAを1点、またはBを2点ご持参ください。
- A：運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など
- B：健康保険証、病院などの診察券（生年月日あり）、年金手帳、学生証 など

マイナンバーカード交付申請受付を行います

日時／11月27日（日）、12月4日（日） 9：30～16：00

場所方法／本庁舎1階ひらかわぶれいす「アヴェッサ」
※顔写真を無料で撮影します。本人確認書類のAを1点、またはBを2点ご持参ください。

※マイナンバーカード交付やマイナポイント申込手続きサポートなどは実施しません。

TOPICS 02

令和5年度 子育てのための施設等利用給付のご案内

令和5年4月から子育てのための施設等利用給付を希望するお子さんの給付認定申請の受付を開始します。現在認定中の方には、施設を通して継続認定のご案内をいたします。



給付認定について

【預かり保育を利用するお子さん】

●対象

幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用している児童

●利用料

利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

●注意事項

無償化の対象となるためには、令和5年4月から利用を希望する施設、または現在利用している施設を通して、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

【認可外保育施設などを利用するお子さん】

●対象／認可保育所、認定こども園などを利用できていない3歳から5歳までの児童

●対象施設・事業

県に届け出をした認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など

●利用料／月額37,000円まで無償化されます。

●注意事項

無償化の対象となるためには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

認定の申込方法

●必要書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
 - ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
 - ③施設等利用費の法定代理受領に係る委任状
 - ④保育所等利用申込等の不実施に係る理由書
- ※④は認可外保育施設などを利用する子どもの申請のみ必要となります。

●受付期限／令和5年1月31日（火）

●受付時間／8：15～17：00

※年末年始（12月29日～1月3日）、土日祝日を除く。

●受付場所

利用施設によって受付場所が異なります。

- ・幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する場合 → 施設へ直接提出ください。
- ・認可外保育施設などを利用する場合 → 子育て健康課子ども支援係（本庁舎2階9番窓口）、尾上・碇ヶ関総合支所庶務係



●施設等利用給付のしおり、申請書類の配布について

子育て健康課子ども支援係、尾上・碇ヶ関総合支所庶務係、市内保育施設で配布しております。

※詳しくは、「施設等利用給付のしおり」をご確認いただくか、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832

出張サポートのお知らせ

5名以上の市民の申込希望者がいる場合に（事業者、団体、町会、友人同士など）、市職員が伺い、手続きをサポートします。

訪問時間帯／平日9：00～16：00

所要時間／10分～15分程度
(一人当たり)

申込方法／

希望日時のおおよそ1週間前までにご連絡ください。

2 マイナポイント事業への申込み

◆手続きに必要なもの

○マイナンバーカード

○利用者証明用電子証明書暗証番号

（カード取得時に設定した4桁の数字）

○マイナポイントを申込む決済サービスの決済手段

（スーパー・小売業のカード、電子マネー、クレジットカード、交通系ICカード、QRコード決済など）

○公金受取口座の登録をする場合

- ・券面事項入力補助用暗証番号（カード取得時に設定した4桁の数字）
- ・本人名義の預貯金通帳やキャッシュカード



[申込み・問合せ] 市民課 市民係 ☎55-5309

TOPICS 03

災害時に支援が必要な方の名簿を作成しています

市では、災害時に自力で避難することが困難な、在宅の一人暮らし高齢者や障がい者などに関する情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者へ事前に提供することにより、いざという時に備えてもらう取組を行っています。この名簿を提供することに同意し、登録を希望する方は、名簿登録申請をお願いします。

対象となる方

- 下記の要件のうち、いずれかに該当する方が対象となります。
- ①65歳以上で一人暮らし、または高齢者のみの世帯
 - ②身体障害者障害程度等級1～3級の方
 - ③療育（愛護）手帳判定基準の障害判定A判定の方
 - ④精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級の方
 - ⑤介護保険の要介護認定3～5の方
 - ⑥その他支援を必要とする方（難病や歩行困難の方など）

避難支援等関係者（名簿の提供先）

自主防災組織（自主防災組織がない場合は町会）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署

避難支援等関係者へ提供する情報

- ・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
- ・避難支援などを必要とする理由　・かかりつけ医療機関
- ・担当民生委員・児童委員に関する情報
- ・緊急連絡先に関する情報　・地域支援者に関する情報

申請受付（随時受付しています）

下記の受付窓口に登録申請書類がありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

なお、代理人による申請も可能です。

- ▶福祉課 福祉総務係（本庁舎2階 14番窓口）
- ▶尾上総合支所 庶務係
- ▶碇ヶ関総合支所 庶務係
- ▶葛川支所

※以前に申請書を提出した方で登録内容に変更がある方は、その内容をお知らせください。

ご注意ください

災害発生時の避難支援については、避難支援等関係者が可能な範囲で活動を行っていただくものであり、名簿に登録することで、災害時の支援が保障されるものではありません。

[問合せ] 福祉課 福祉総務係 ☎55-5378

TOPICS 04

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

1 被保険者証の返却のお願い

窓口負担が2割になった方には、9月中に新しい被保険者証を交付し、古い被保険者証の返却をお願いしています。まだ、返却されていない方は、被保険者証交付時に同封した返信用封筒にて返却をお願いします。

2 薬の飲み合わせに注意が必要な方、多くの薬を服用している方へ

- ①薬の飲み合わせが悪いと、効果が十分に得られなかったり、反対に効きすぎたりすることがあります。
 - ②多種類の薬を処方されていると、飲み間違いや副作用が起こることがあります。
- 上記①、②の可能性がある方へ、10月末にお知らせを発送しました。
お知らせが届いた方は、お知らせとすべてのお薬手帳を持参し、かかりつけ医またはかかりつけ薬局にご相談ください。

[問合せ] 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

3 新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は、年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただきます。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

[問合せ] 税務課 国保係 ☎55-5328

有料広告

ACS 株式会社 青森電子計算センター
TEL 017-761-5303
FAX 017-761-5313

〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270

平川市小和森に新たな葬祭ホール
ゆうネットホール平川

運営会社 Nishiba

西谷造花店 平川市原大野43-1(尾上駅前)
TEL:0172-57-2677

QRコード

有料広告

TOPICS 05

税務課からのお知らせ

事業主の皆さまへ

令和5年度(令和4年分) 給与支払報告書の提出について

給与支払報告書にはマイナンバーの記入が必要です

令和4年中に給与・賃金などを支払った事業主は、令和5年1月1日現在で平川市に住んでいるすべての受給者（パート・アルバイト、専従者給与を含む）の給与支払報告書を提出していく必要があります。必ず期限までに提出をお願いします。

提出期限
**令和5年
1月31日(火)**

提出場所
**税務課住民税係
(本庁舎2階8番窓口)**

普通徴収で提出する場合には、理由区分の記載をお願いします

所得税の源泉徴収義務がある事業主は、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。ただし、下記の理由に該当する場合は、給与支払報告書個人明細書の摘要欄に理由区分(普A～普F)を記載した場合に限り、個人住民税を従業員が直接支払う普通徴収が認められますので、理由区分の記載をお願いします。記載がない場合は原則として特別徴収となります。

理由区分	普通徴収にする理由
普A	事業所の総従業員が2人以下
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)
普C	給与が少額(年間で93万円以下)
普D	給与の支払いが不定期(支給されない月がある)
普E	事業専従者(毎月給与支払者の場合を除く)
普F	退職者又は退職予定(5月末日まで)の者

市民の皆さまへ

令和5年度(令和4年分) 市民税・県民税の申告相談について

令和4年分の市民税・県民税の申告相談と確定申告相談を実施します。

詳しい日程などについては、広報12月号・1月号でお知らせします。

指定地域	日 程	会 場
碇ヶ関地域	令和5年2月6日(月) ～2月8日(水)	碇ヶ関総合支所
平賀地域 (東部地区)	令和5年2月9日(木)	葛川支所
尾上地域	令和5年2月10日(金) ～2月20日(月)	尾上総合支所
平賀地域	令和5年2月21日(火) ～3月8日(水)	本庁舎
市内全域	令和5年3月9日(木) ～3月15日(水)	本庁舎

※平賀地域と市内全域の会場が昨年度の文化センターから本庁舎に変更となっておりますので、お間違えのないようにお願いします。

※土日祝日の申告相談は受付していませんのでご了承ください。

※所得税の確定申告をされる場合は、ご自宅のパソコンやスマートフォンから確定申告できる「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」のご利用を検討ください。



詳細は、国税ホームページをご覧ください。

[問合せ] 税務課 住民税係 ☎55-5368

Fire
station
news

消防署 NEWS.

甲種防火管理新規講習

～該当する施設は受講を！～

▶日程/12月14日(水)・15日(木)
※2日間の受講が必要です。

▶時間 1日目/9:30～16:10
2日目/9:30～16:20

▶定員 定員70人

▶場所 岩木文化センター
あそべーる 1階ホール
(住所:弘前市賀田一丁目18番地4)

▶申込期間 11月14日(月)～18日(金)
消防本部予防課が最寄りの消防署・分署で受付します。なお、申込受付期間内であっても定員になり次第、受付を終了します。

▶受講料 無料

※なお、事前に書店などでテキストの購入が必要です。

※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも見ることができますのでご覧ください。

(http://www.hirosakifd.jp/)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、講習会はマスクの着用をお願いします。なお、感染拡大状況によっては、安全確保の観点から中止や日程変更の可能性があります。

[問合せ] 弘前消防本部 予防課 ☎32-5104